

Be irie ~total body design~ 利用規約

第 1 条（定義）

本規約によって定める条項は株式会社 IRIE（以下「当社」という）が運営する Be irie ~total body design~（以下「当施設」という）に適用されるものとします。

第 2 条（目的）

当施設の会員が、施設を利用することにより、心身の健康維持・増進を図ることを目的とします。

第 3 条（会員制度）

1. 当施設は、会員制とします。
2. 当施設に入会される方は、本規約を承諾し、当社所定の入会申込書等を提出し、利用規約等の諸契約を締結することにより入会が認められます。

第 4 条（入会資格）

次の各号のいずれかに該当するものは当施設の会員になることはできません。

- 本規約、及び当施設の諸規則を遵守できない者
- 本申し込みを行う者が、申込書に記載された本人と同一人物であることを確認できない者
- 暴力団関係者または反社会的勢力関係者と当社が判断した者
- 医師等により運動が禁じられている者
- 伝染病・その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者
- その他、当社もしくは当施設が起因として相応しくないと判断した者

第 5 条（会費、手数料及び諸料金）

会費は、当施設が別に定める金額を当施設所定の方法で支払うものとし、既納の会費・事務手数料・入会金等は、原則として理由の如何を問わずこれを返還しません。

会員は、実際の施設利用の有無にかかわらず、本入会契約に定める会費等を全て支払う義務があり、退会月までは会費等を支払わなければなりません。

当施設は、別に定める会費、手数料、及び諸料金の改定を行うことができます。改定を行う場合、当施設は1ヶ月前までに会員に告知するものとします。

第6条（諸規定の遵守）

会員は本規約・当施設の諸規則他、以下を遵守しなければなりません。

1. 施設及び機器の使用にあたっては、記載されたルール、慣習上のルール、及び当施設の説明並びに指示に従わなければなりません。
2. 施設利用時の服装は、当施設が以下に定める禁止事項を遵守します。
 - ・ジステッチあるいはリベット（びょう）がついている衣服、履き物または服飾品
 - ・サンダル、草履、長靴、またはヒールが高い、滑りやすい履き物
 - ・スパイクシューズ等施設、または器具を傷つける可能性のある履き物
 - ・その他、当施設が相応しくないと判断した服装、履き物、服飾品または装飾品
3. 当ジムにおいて、以下の行為は禁止します。
 - ・いかなる営利活動、宗教に関連すると評価される勧誘、広告等の活動
 - ・飲酒または喫煙、法律で禁止されている薬物等を使用すること
 - ・本規約に基づき当施設の利用を認められていない者を同伴させること
 - ・施設、器具等を故意または過失により破損すること
 - ・大声、または奇声を発すること
 - ・他の会員、当施設のスタッフに対して暴力的な行為・言動、性的な行為・言動、誹謗中傷、嫌がらせ、その他の迷惑行為と受け取られる行為・言動を行うこと
 - ・その他、当施設の秩序を乱し、その名誉、信用または品位を傷つけること

第7条（入館の禁止及び退場）

1. 当施設は、以下の各号のいずれかに該当する方の入館の禁止、または退場を命じることができます。
 - ・本規約、及び当施設諸規則を遵守しない者
 - ・入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかった者、または当施設が第4条の入会資格を欠いていると判断した者
 - ・飲酒などにより正常な施設利用ができないと判断した者
 - ・著しく不潔な身体、または服装により、他の会員等の第三者が不快に感じると判断した者

- 自己の都合により会費等の全部、または一部を滞納し、または会費などの一部を支払わない者
 - 当社、もしくは当施設が入館の禁止、または退場を命じることが適切であると判断した者
2. 当施設へ入館禁止中の会員は、禁止中も会費等を支払わなければならないものとします。

第 8 条（休会及び復帰）

1. 会員は、疾病、その他やむを得ない事由で当施設を 1 ヶ月以上利用できないと当社が認めた場合、所定の休会届にて手続きを行なった上で、月単位で当施設を休会することができます。
2. 休会手続きは、当施設の受付時間に来店し所定の手続きを行うものとします。（電話、電子メール、FAX 等による手続きは行えません。）
3. 休会手続きは、休会を開始する月の前月 10 日までにを行うものとし、その場合、休会開始希望月の 1 日より休会扱いとします。各月の 11 日以降に休会手続きがとられた場合は、翌々月の 1 日より休会扱いとなります。
4. 休会する会員は、別に定める休会費を支払うものとします。
5. 休会していた会員は、休会届記載の終了日経過後、自動的に月単位で当施設に復帰扱いになります。その場合は、復帰月から通常の会費等を支払うものとします。

第 9 条（退会）

1. 会員が自己の都合により当施設を退会する場合は、所定の退会手続きを行なった上で、月末をもって退会することができます。
2. 退会手続きは、会員自ら当施設の受付時間に来店し所定の手続きを行うものとします。（電話、電子メール、FAX による手続きは行えません。）
3. 退会手続きは、退会を希望する月の 10 日までにを行うものとし、その場合、当該月の末日をもって退会となります。各月の 11 日以降に退会手続きがとられた場合は、翌月の末日をもって退会扱いとなります。
4. 会費等の全部または一部が未納の場合は、退会月までに完納しなければなりません。
5. 会費等は、退会が月の途中であっても、当該月分を全額支払わなければなりません。
6. 会員が自己の都合により会費等の全額または一部を 2 ヶ月間滞納した場合、退会扱いとします。また滞納分については全額現金または当社が指定した方法で支払わなくてはなりません。

第 10 条（諸手続き）

1. 会員が入会申し込み時に記載した内容に変更があったときは、速やかに当施設において変更手続きをしなければなりません。

2. 当社から会員への諸通知等は、会員からの届出のあった最新の住所宛に行い、その発送をもって効力を有するものとし、未達または延着等となっても、発送後の責を負いません。

第 11 条（会員資格の停止及び除名）

1. 当施設は、会員が次の各号に該当するときは、当該会員資格を一時停止し、または当該会員を当施設から除名することができます。
 - 本規約（第 6 条を含み、これに限られない）及び当施設の諸規則を遵守しないとき
 - 当社または当施設において、第 4 条に定める入会資格を欠いていると判断したとき、または入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったとき
 - 第 9 条第 6 項に該当したとき
 - その他、当社、または当施設において、会員として相応しくない言動があったと認めるとき
2. 会員資格停止中の会員または当施設から除名された会員は当施設の施設を使用することができません。なお、会員は会員資格停止中も会費を払わなければならないものとします。
3. 第 1 項による会員資格停止中の会員または当施設から除名された会員に対して、当施設は資格停止期間中または除名後の会費等について、前納分または既払分の会費等があっても返還は行いません。

第 12 条（会員資格の喪失）

会員は、次の場合に、自動的にその会員資格を喪失します。

- 退会・死亡または法人の解散
- 除名
- 当施設を閉鎖したとき

第 13 条（会員資格の譲渡・相続・貸与）

当施設の会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為もしくは相続その他の包括継承はできません。

第 14 条（営業日及び営業時間）

当施設の営業日、営業時間及び受付時間については、別に定めます。ただし気象災害等の理由により、事前告知なく変更する場合があります。

第 15 条（施設の利用制限）

1. 当施設は、次の理由により施設の全部、または一部の利用を制限することがあります。そのような制限がなされる場合でも、当施設が別に定める場合を除き、会員の会費等の支払義務が縮減、または停止されることはありません。
 - 気象、災害等により会員にその災害が及ぶと当ジムが判断し、営業が困難と認めたとき
 - 施設の点検、補修または改修をするとき
 - 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他止むを得ざる事由が発生したとき
 - その他当施設が休業を必要と認めたとき
2. 前項の場合、1 週間前までにその旨を加盟店または加盟店のホームページにて告示します。ただし、気象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。

第 16 条（施設の閉鎖・変更）

当社は、次の理由により施設の全部または一部を閉鎖、もしくは変更することがあります。

- 気象・災害等により会員にその災害が及ぶと当社または当施設が判断し、営業を不可能と認めたとき
- 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他経営上止むを得ざる事由が発生したとき

第 17 条（賠償責任）

1. 当施設内で発生した紛失、盗難、傷害その他の事故については、当社、及び当施設は一切の責任を負いません。
2. 会員は、自己の責に帰すべき原因により、当施設、または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。

第 18 条（解散）

1. 当施設は、止むを得ない事情による場合、3 ヶ月前の予告をすることにより、当施設を解散することができます。
2. 解散の理由が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告時間を短縮することができます。
3. 当施設の解散の場合は、当施設、及び当社は会員に対し特別な補償は行いません。

第 19 条（通知予告）

本規約及び当施設の諸事情に関する通達または予告は、当施設所定の場所に提示する方法により行います。

第 20 条（本規約その他の諸事情の改定）

当社は、本規約、規則、利用規定、その他当施設の運営、管理に関する事項を改訂することができます。また、その効力は全ての会員に適用されます。